

## 中学校(数学)・高等学校(数学)の教員免許状を取得する場合

本学では中学校(数学)・高等学校(数学)に係る教職課程の課程認定を受けておりません。そのため数学の教員免許状を取得する場合、免許法別表第3・別表第4・別表第8(第6条関係)に基づき、それぞれの定められた基礎となる要件を充足したうえで「免許法認定通信教育」として開設する科目等を修得し、教職員検定により教員免許状を取得することになります。検定は授与権者(都道府県教育委員会)が行います。

### ※「免許法認定通信教育」として開設する科目

教育職員免許法別表3備考第6号に定める科目として、教育職員免許法施行規則第48条の規定により、本学が文部科学省に申請し、認可を受けた科目です。これによる開設科目は、法令上、別表第3、第4、第8の科目単位の修得方法として位置づけられています。ただし、教職員検定を受ける際に認められるかについては、あらかじめ授与権者に確認する必要があります。

### ※履修科目

免許法別表第3・別表第8(第6条関係)により履修する場合は、「免許法認定通信教育」として開設する科目のほか、「教職に関する科目」の履修が必要になる場合があります。

### ※履修方法

テキスト履修として学修します。ただし、「コンピュータ」の履修にあたっては一部履修方法が異なります。

### [免許法認定通信教育開講科目]

#### 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	本学の開講科目	単位
各科目に含める必要事項		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	数学科指導法Ⅰ 数学科指導法Ⅱ 数学科指導法Ⅲ 数学科指導法Ⅳ	2 2 2 2

#### 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	本学の開講科目	単位
代数学	代数学Ⅰ 代数学Ⅱ	2 2
幾何学	幾何学Ⅰ 幾何学Ⅱ	2 2
解析学	解析学Ⅰ 解析学Ⅱ 解析学Ⅲ	2 2 2
「確率論、統計学」	確率統計学Ⅰ 確率統計学Ⅱ	2 2
コンピュータ	コンピュータ	2